

○ 美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序に関する規則

〔平成19年3月20日〕
規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

- | | | |
|------|------|----------------|
| 第1順位 | 副管理者 | 管理者以外の組合町の長 |
| 第2順位 | 副管理者 | 管理者の属する組合町の副町長 |

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（美
津
二
十）